



1月12日、中央公民館で「二十歳のつどい」が開催されました。式典のアトラクションとして、水巻南中学校砧太鼓保存会の生徒たちによる見事な演奏が行われ、先輩たちの門出を祝福しました。中でも、新たに作った曲「堀川」は、今回初めて披露されたもので、息の合った「ばちさばき」で式典を盛り上げていました。

撮影 8 企画課広報係

1月17日、寒風の中、社会福祉法人はまゆう福祉会（吉田西）後援会が主催する餅つき大会が5年ぶりに行われました。当日は、参加した議員も利用者やその家族のほか地域の皆さんたちと杵を手に、寒さも忘れて交流を深めていました。



12月定例会

＜開会期間＞
令和6年12月5日～20日

＜おもな議案＞
人権擁護委員候補者の推薦
堀川水利組合議会議員の選挙
条例の一部改正
令和6年度一般会計補正予算 など

一般質問

※紙面の都合上、質問・答弁を要約して載せています。詳しくは、議会ホームページ※1をご参照ください。



日本共産党
岡田 選手
井手 幸子

訪問介護事業所への支援について

議員

訪問介護サービスは、今年、介護報酬が引き下げられ、訪問介護事業所では事業の継続が危ぶまれ、既に閉鎖に追い込まれた事業所も少なくありません。訪問介護事業所が減少しているもの一つの原因は人材不足です。もともと介護職は一般職の平均給与より月に5万円から7万円低いと言われていています。

(2)住民が必要な訪問介護が受けられるよう、町内訪問介護事業所に対し、町独自で処遇改善を含めた経済的支援を行うことを求めますが、いかがですか。

町長

(1)町内における訪問介護事業所の実態ですが、現在5か所あり、そのうち1か所は、令和6年11月に指定を受けた新規事業所となっております。介護給付費の請求状況は、利用者は若干減少しているものの、給付費は伸びている状況です。訪問介護の重要性の認識についてですが、身体的なケアや日常生活上のサポートをすることで、自宅での生活を維持し、安否確認や体調の変化にも気づくことができ、家族以外の人と接する機会を作ることにもつながっています。高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増加している中で、慣れ親しんだ安心できる環境で介護を受けることができる訪問介護は、重要な役割を果たしている認識をしております。

(2)今回の報酬改定で、既存の処遇改善関係の加算を一本化した介護職員等処遇改善加算において、加算率の引上げが行われており、町内5か所の訪問介護事業所の中で、3か所は既に介護職員等処遇改善加算を取得しています。福岡県では

介護職員処遇改善加算取得促進支援事業を実施し、支援を進めています。介護報酬は、国で定められた基準により算定されるものであることから、処遇改善は、介護報酬の中で行うものと考えます。

また、町全体の高齢者福祉を考えたときに、特定の事業者のみを支援することは公平性に欠けるため、町独自で経済的支援を行うことは考えておりません。

国は、訪問介護に従事するヘルパーの人材不足や高齢化が特に深刻になっている状況を踏まえ、令和7年度には、訪問介護事業への支援強化を実施することとしています。引き続き、国の動向を注視し、必要があれば福岡県介護保険広域連合を通じて、国に対して要望を行ってまいります。

セーフティネット住宅の拡大と家賃補助について

議員

(1)福岡県の住宅セーフティネットにより、本町にも民間賃貸住宅で登録されたセーフティネット住宅があります。その所在はほぼ北部地域に集中しており、頃末地域には登録住宅がありません。病院や店舗、公共施設、交通網などが集中している頃末地域でのセーフティネット

住宅への登録拡大が求められていると考えますが、いかがお考えですか。

(2)町営住宅は、エレベーターの設置や単身世帯の入居緩和、民間賃貸住宅にほぼ近い程度の給湯器や浴槽等の設備の改善などを行い、高齢者や低所得者、障がい者などの住宅確保要配慮者に対して、入居のハードルを低くすることが必要だと考えますが、いかがですか。

町長

(1)本町にある民間賃貸住宅のうち、64棟606戸の賃貸住宅がセーフティネット住宅として登録されています。その所在につきましては、頃末地域においては確かに登録がない状況ですが、北部地域においては約6割、南部地域においては約4割程度の分布となっております。決して北部地域だけに集中して存在している状況ではございません。

この制度は、賃貸住宅の賃貸人が、セーフティネット住宅として、

一定の基準を満たした上で県に登録する制度となっておりますので、町が積極的に介入できるものではありません。

今後も、住宅の確保に配慮を要する方々に対して、居住支援法人や本町の福祉部門と住宅部門との一層の連携を継続しながら、必要な支援を検討してまいります。

(2)公営住宅の供給は、住宅セーフティネットの供給のための施策でもあると考えております。本町では町営住宅が持つ住宅セーフティネット機能の向上を目的に、空き住戸が多い3階以上を有効的に活用するための調査を実施いたしました。調査の中で、階段以外に移動手段がないため、バリアフリー化の観点から大きな障害が残っていること、また、3階以上にお住まいの多くの入居者が、移動に不便を感じておられることなどが分かりました。そのため、鯉川町営住宅と高松町営住宅の設置可能な住棟に対するエレベーター設置事業の検討を現在進めています。

また、町営住宅に例外的に単身世帯で入居を認める場合として、60歳以上の高齢者や身体等に障がいをお持ちの方などの入居要件を定めています。理由につきましては、入居要件を除いた場合には、住宅確保要配慮者の居住の安定を

損なうこととなります。今後も現行の入居要件を継続しつつ、真に住宅に困窮する方々に対する供給の安定に努めてまいります。

(3)家賃の補助の原資は、町民の皆様への貴重な税金となります。現段階では、移住者・定住者に対する補助と賃貸住宅に居住する低額所得者への家賃補助の施策を比較し、財政的な観点も含め、両者を等しく支援していくことは困難であると考えます。

ボール遊び等の公園ルールの見直しについて

議員

各自治区にある公園のほとんどが、ボール遊び禁止となっているものと思われま。小中高生が休日によつと体を動かそうと、サッカーボールを蹴りに、キャッチボールをし、と思っても、町内にはどこにも自由に使える公園もグラウンドもありません。

(1)ボール遊びができる広さのある公園でのボール遊び禁止について、大人や周辺住民、子どもなどで話し合いの場やアンケートなどで意見を集め、見直しの方向で検討に入っていただきたいと考えますが、いかがですか。

(2)子どもの豊かな心身の発達と幸福

度を上げるためにも、町内のグラウンドや総合運動公園等を登録団体が定期利用していないときには、自由に使用できるよう、開放することを提案いたします。

町長

(1)公園の利用に関しては、誰でも自由に利用できますが、皆様に気持ちよく御利用いただくためのいくつかのルールを設定しています。利用上の禁止行為を定めており、公園でのボール遊びを禁止している根拠としては、他人の利用を妨げる行為または危険を感じさせる行為をすることを根拠とし、ボール遊びを禁止させていたいただいております。また、理由としては、静かに公園で過ごしたいなどの公園ニーズの多様化や公園の狭さ、防球施設の未設置などの公園の物理的特徴による状況などもボール遊びを禁止している理由の一つです。

しかし、今後、各区などから要望がありましたら区長や区の役員の方々、公園近隣の方々などと協議を行い、今後の公園利用のあり方について検討してまいります。

(2)子どもの豊かな心身の発達と幸福度を上げるという目的については同感であり、重要なことだと考えておりますが、その手段として町内のグラウンドの自由開放が第一



にあるとは考えておりません。

猪熊・吉田グラウンドについては、管理人が常駐しておりませんので、管理運営上の支障があるため、対応は難しいものと考えております。総合運動公園の多目的グラウンドは、独占または占用しないもので、他の使用者に支障を与えません。そのため、条件を満たす場合は、一般開放していることから少人数でサッカーやキャッチボール、鬼ごっこのようなことをしたりするなど、多くの小中学生が自由に遊びや運動をしている光景が見られます。

総合運動公園の多目的グラウンドについては、今後も、利用団体がいない場合は、独占または占用せずに、他の使用者に支障を与えないという条件を満たす場合は、現状の取扱いを継続してまいります。

不登校児童生徒の支援強化について

議員

全国の小中学校では、不登校の児童生徒数が急増し、文部科学省は令和5年に、誰一人取り残されない学びの保障を実現していく「COCCOLOプラン」を発表しました。

(1)不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことはとても重要であり、保護者の会は非常に重要な役割を果たしています。

そこで、本町においても、保護者の会を設置し、不登校の子どもへの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、「COCCOLOプラン」を受けての本町での取組について伺います。

(2)教室に行きづらくなった児童生徒が学校内外で落ち着いて学習できる環境、校内サポートルームや校外サポート施設等を全ての小中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と運営上の問題点、今後の取組について伺います。

(3)授業を不登校の子どもの自宅やサポートルーム等に配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思いますが、その現状と今後の取組について伺います。

(4)不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないために、調査書(内申書)の成績がつかず、高校進学の見込みが制限されているという問題があります。「COCCOLOプラン」では、自宅やサポートルーム等での学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されています。

また、適切な評価を促進する目的で、学校教育法施行規則の改正が行われたと聞いています。この改正の内容について伺います。

(5)不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅やサポートルーム等での学びを確実に学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、中学校における現在の状況と今後の取組について伺います。

(6)多忙な学校現場に不登校児童生徒の学習状況の把握により、労力や時間など負担が大きくなること、懸念されます。今後そういった負担に応じた体制整備が必要と考えますが、見解を伺います。

教育長

(1)現在、本町で取り組んでいることは、不登校児童生徒が社会的に自立できるように学習や集団への適応等の相談・指導を行う「希望教室」を学校以外の居場所として、図書館・歴史資料館で実施しており、その活動の中で保護者が参加していただけるような行事を行っています。

現時点では、保護者の会としての設置には至っておりません。保護者が悩みを抱え孤立することのないよう、今後ともスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、多くの関係機関と連携を取り、様々な形で親子行事を継続してまいります。

(2)校外には「希望教室」、校内には水巻南中学校の「心の教室」、猪熊小学校の「ほっとるーむ」の合計3か所開設しております。運営上の問題点としては人材の確保がございします。県内においても教職員確保は難しく、現在、退職された方でも断られるケースも多く、年々人材の確保は困難になっております。

また、環境の確保については、各学校施設の老朽化は著しく、補修等に多くの予算を費やしてまいるので、新たな居場所等の設置を行うことは困難です。しかし、不登校児童生徒のサポートは非常に

重要であると認識しておりますので、「希望教室」の活動場所や実施内容を検討してまいります。

(3)「希望教室」では、タブレットを使用した学習等を実験的に実施していますが、「心の教室」及び「ほっとるーむ」においては学習面での活用はできておらず、課題となっております。今後は学習面のみならず、先生とのコミュニケーションツールとしての活用について検討してまいります。

一方、自宅における使用においては、タブレットを使用するルールづくりや教師間での統一した活用方法が確立されていないため、不登校児童生徒の利用に限らず、タブレットの全般的な持ち帰り学習については、議論をさらに深めながら検討を進めてまいります。

(4)令和6年8月に改正された学校教育法施行規則の改正の内容については、不登校児童生徒の急増や文部科学省における「COCCOLOプラン」などを踏まえ、教室外の学習成果の成績反映を法令上明確化したものです。

本町の中学校においては、欠席中に行った学習成果に係る成績評価への反映は実施できていないのが現状でございます。今後、ガイドラインを整備し、不登校児童生徒においても学校外での学習努力

ひきこもりの孤立を防ぐ支援について

議員

ひきこもりとは、単一疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学などの自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態であるとされています。近年ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になっており、生産年齢人口にあたる15歳から64歳までの年齢層で、外出をほとんどしない状態が6か月以上続くひきこもりの人は、推計で146万人に上ります。

町長

本人や家族から相談がなかった場合には、福岡県グリーンコープ生活協同組合に委託し、相談支援を行っている現場近くの福岡県自立相談支援事務所「困りごと相談室」へとつないでいます。ここでは、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、生活全般の相談、家計に関する相談、就労に関する相談を受け、状況に合わせて支援プランを作成し、他の専門機関と連携しながら必要な支援を行っています。

また、宗像・遠賀保健福祉環境事務所、ひきこもりや心の問題などの相談窓口があり、また、春日市にある福岡県精神保健福祉センター内には、福岡県ひきこもり

本人や家族から相談がなかった場合には、福岡県グリーンコープ生活協同組合に委託し、相談支援を行っている現場近くの福岡県自立相談支援事務所「困りごと相談室」へとつないでいます。ここでは、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、生活全般の相談、家計に関する相談、就労に関する相談を受け、状況に合わせて支援プランを作成し、他の専門機関と連携しながら必要な支援を行っています。

地域支援センターが設置されています。同センターでは、相談窓口のほか、同じ悩みを持つ家族が集うことができる家族サロンやひきこもり家族教室などを開催しています。このように、町に相談があった際には、本人や家族が求めている支援を受けることができるように、より専門性の高い相談機関等につないでいるところです。

そのほかの町の取組については、福岡県ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議に担当職員を参加させています。この会議は、市町村、自立相談支援機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、保健福祉環境事務所などのひきこもり支援従事者で構成され、支援の質の向上を図るとともに、地域の支援機関との連携強化を目的に、県の支援施策の紹介、各支援機関からの事例報告等が行われています。

さらに、町の新たな取組として、3月に福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、ひきこもり相談会を実施する予定です。

ひきこもり支援には、国や県が推進する様々なメニューがございます。本町規模の町で、どのような事業が実施できるのか、町が担う役割について、情報収集を行いながら検討を行ってまいります。

高齢者への終活支援について

議員

一人暮らしの高齢者を支えるためには、日常の買い物や病院及び介護施設に入る手続き、終活として葬儀や財産処分など亡くなった後の対応までも、家族に代わって支援する終身サポート事業が必要と考えます。そして、高齢者が安心してサービスを利用できるように支援すべきだと思います。

(1)一人暮らしで頼れる身内がなく、生活にゆとりがない高齢者にとっては、自分が亡くなった後の葬儀や納骨等の不安を抱えながら生活していると思います。増え続ける単身高齢者の問題について、町はどう認識しているのか伺います。

(2)エンディングノートとは、人生の終盤に起こり得る死に備えて、自分の希望を家族や大切な人に伝えたい内容を書きとどめるノートですが、終活は決して人生の終わりのためだけに行うものでもありません。高齢者を中心に、エンディングノートを終活の一助として作成し、配布してはどうですか。

また、不安や悩みなどの相談ができる終活相談窓口の設置について、町の考えをお聞かせください。

(3)終活について町民の皆さんに知っていただくことは大切だと思えます。セミナーの開催や出前講座等について考えを伺います。

(4)亡くなられた方に引取手がない場合、葬儀や納骨等はどうになりますか。

(5)横須賀市には「エンディングプラン・サポート事業」という支援があります。利用者は生前契約して費用を預け、亡くなった後は、市と協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行うものです。また、警察や医療機関などからの問合せに対応した「終活情報登録伝達事業」も併せて行っています。

町内の単身高齢者を対象に、このような終活支援事業の導入について、町の見解を伺います。

町長

(1)本町の高齢者世帯は、6742世帯で、そのうち単身高齢者世帯は3113世帯となっております。令和11年には高齢者世帯が現在の約1.3倍の8844世帯になると予測しております。それに伴い単身高齢者世帯も増加することが予想されることから、様々な悩みや問題を抱える方が増えていくものと認識しています。そのため、終活については、第1期水巻町福祉総合計画に掲げる5つの基本目標の中で「誰

一人取り残さない仕組みづくり」の施策として、終活支援体制の整備を掲げており、社会福祉協議会が主体として、今後検討を進めてまいります。また、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らしていくために、行政、地域、住民の役割を明確にし、人々とながりがちな生活が続けられる地域社会を築いていくことが大切だと考えております。

(2)御自身のもしものときに備えるための第一歩であり、既にエンディングノートを利用して、介護、葬儀や相続等についての自身の考えを書き残しておく終活の取組をされている方もいらっしゃると思います。エンディングノートは、書店での購入や葬儀社等でも配布されており、比較的手に入りやすく、内容も様々なため、御自身に合ったものを探されるのが一番ではないかと考えますので、町独自で作成し、配布することは現在のところ考えておりません。

住民からの終活に関する相談については、各担当窓口で対応しておりますが、内容に応じて、法律の専門家や社会福祉協議会の権利擁護センターなどを紹介しています。終活に関する相談は、葬儀や相続など多岐にわたっており、複数の関係機関で連携して対応して

要と思われる公共施設については、検討を行っていくとともに、青色防犯パトロールでの町内巡回や定期的な街頭指導、地域安全パトロール隊の支援などで地域の安心安全につながるような防犯活動を引き続き行ってまいります。

地域における助け合いについて

議員

全国的な少子高齢化問題につきましては、本町も同様の傾向にあります。このような状況の中、手伝ってくれる家族などが近くに住んでいないので、ごみ出しなど、大変な思いをされている一人暮らしの高齢者の方も少なくないと思われま

(1)一人暮らしの高齢者の日常生活を手伝う公的な事業にはどのようなものがありますか。

(2)ボランティアで地域の草刈りをしてくれている方が高齢のためできなくなり、引き継いでくれる人もいないという声が届いています。このような場合、草刈りを継続するためにはどのような方法が考えられますか。

町長

(1)本町では、在宅高齢者等軽度生活援助サービス事業を実施しています。この事業

いく必要があります。そのため、相談窓口の設置については、終活支援体制整備の中で検討してまいります。

(3)令和4年に社会福祉協議会の権利擁護センターが終活についての講演会を開催しました。また、生涯学習課の公民館事業において、終活やエンディングノートをテーマにした教養講座を行ったところで、どちらも参加人数が多く、関心は高いと思われま

(4)亡くなった方に引取手がない多くの場合は、町が警察や病院から連絡を受けますが、まずは、親族の連絡先が分かる場合は連絡を取り、遺体の引取りをお願いし

ます。親族等が判明しない場合や連絡がつかない場合は、法律の規定により、火葬は死亡地の市町村が行うとされているため、町から葬祭事業者に葬祭を依頼します。費用については、一旦、町が負担しますが、後日、亡くなった方の遺留金を町が負担した費用に充当します。その際、町が負担した費用に満たない場合は、相続人を調査し、費用負担を求めることになり、ますが、相続人がいない場合には、別途、県に対し、費用の負担を求

は、軽易な日常生活上の援助を行うことで、在宅の一人暮らし高齢者等が自立した生活を送れるように支援し、要介護状態への進行を防ぐことを目的としています。対象者は、町民税非課税世帯かつ、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯を対象に日常生活上の援助が必要な方となっております。サービスの内容は、簡単な庭木の剪定などの軽微な作業となっております。

また、日常生活の小さな困りごとを地域で支える仕組みづくりとして、水巻町DCOM(ディーコム)事業を開始しております。この事業は、自治会単位で自主的に組織し、一人暮らしの高齢者等を支援する互助活動として実施していただいています。現時点で実施している地区は猪熊区と頃末南区、中央区、美吉野区が開始しており、支援の内容や支援の担い手、受け手は、地域の実情によって決めることができ、4地区のうち3地区で、除草やごみ出しの支援を行っています。

(2)草刈りなどその土地の管理は、土地の所有者または管理者が実施することが大原則であり、私有地の場合は、その土地の所有者等に管理責任がありますから、御自身で作業ができない場合は、御家族や

めることとなります。

また、引取手がない遺骨の納骨については、遠賀・中間地域広域行政事務組合が管理する天生園に納めておりますが、親族から遺骨だけは引き取りたい等の要望があつた場合には、引渡しをしています。

(5)「エンディングプラン・サポート事業」、「終活情報登録伝達事業」とともに、全国でも実施している自治体はまだ少ない状況ですが、本人の尊厳を守る終活支援であると認識しております。

また、国においても、今年度から身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応するためのモデル事業を開始しておりますので、先進事例等を参考に、終活支援事業の導入について検討してまいります。

無会派

中山 恵

防犯カメラの設置について

議員

昨年痛ましい殺人事件が起こり、特に周辺の住民の皆さんはとても不安な日々を過ごされていたことと思います。また、毎日のように、想像もつかない強盗事件などのニュースが報道され

友人などをお願いするか、費用はかかりますが、社会福祉協議会のシルバー能力活用事業や民間業者に依頼するなどの手段で、草刈りなどを行っていただくこととなります。

各地域で、私有地以外の場所における草刈りの御要望がある場合は、役場に御連絡いただけましたら、今後も各施設等の管理課が対応いたしますし、所在者が不明な場合などにつきましては、産業環境課環境係に御相談いただけます。対応をさせていただきます。

会派視察研修報告

公明党・無会派

参加議員：松野・水ノ江・亀元・住吉

期日：令和6年11月20日～22日

視察先・研修内容

①熊本県阿蘇郡南小国町

・ふるさと納税について

②熊本県阿蘇郡産山村

・教育力向上に向けた取組について

③熊本県熊本市

・「熊本県立防災センター」視察

・「こども本の森 熊本」視察

議案等の審議結果 [12月定例会]

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 退:退席 除:除斥 ※:棄権・保留

件名	議決月日	結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14
			白石雄二	山口秀信	松野俊子	水ノ江晴敏	亀元公一	廣瀬猛	名倉亮介	岡田選子	井手幸子	中山恵	近藤進也	住吉浩徳	高橋恵司
人権擁護委員候補者の推薦について	12/9	適任 近藤真理		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
堀川水利組合議会議員の選挙について	12/20	当選 近藤進也		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水巻町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正について	12/20	賛成全員 可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水巻町国民健康保険税条例の一部改正について	12/20	賛成多数 可決		○	○	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○
令和6年度水巻町一般会計補正予算(第4号)について	12/20	賛成全員 可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	12/20	賛成全員 可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度水巻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	12/20	賛成全員 可決		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【意見書】物価上昇に見合う高齢基礎年金の引き上げを求める意見書について	12/20	賛成少数 否決		●	●	●	●	●	○	○	○	●	○	●	●
【意見書】日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書について	12/20	賛成少数 否決		●	●	●	●	●	○	○	○	●	○	●	●

議長は賛否同数の場合のみ「議長裁決」として表明します。

議案等の審議結果 [2月臨時会]

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 退:退席 除:除斥 ※:棄権・保留

件名	議決月日	結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	13	14
			白石雄二	山口秀信	松野俊子	水ノ江晴敏	亀元公一	廣瀬猛	名倉亮介	岡田選子	井手幸子	中山恵	近藤進也	住吉浩徳	高橋恵司
令和6年度水巻町一般会計補正予算(第5号)について	2/5	賛成多数 可決	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○

会派表

会派名	所属議員 (代表者は太字)		
水清会	白石雄二	山口秀信	
公明党	松野俊子	水ノ江晴敏	亀元公一
光進会	廣瀬 猛	名倉亮介	
日本共産党	岡田選子	井手幸子	
無会派 議員	中山 恵	近藤進也	住吉浩徳
	高橋恵司		

3月定例会日程(予定)

日程は下記のとおりです。傍聴の際の参考にしてください。

- 3月4日(火) 9:30 全員協議会 3月12日(水) 10:00 本会議(一般質問)
- 10:00 本会議(提案) 3月13日(木) 10:00 本会議(一般質問)
- 3月6日(木) 10:00 本会議(質疑・付託) 3月14日(金) 10:00 文厚産建委員会
- (本会議終了後) 議会運営委員会 3月17日(月) 10:00 総務財政委員会
- 3月10日(月) 10:00 文厚産建委員会 3月21日(金) 10:00 議会運営委員会
- 3月11日(火) 10:00 総務財政委員会 3月24日(月) 10:00 本会議(採決)

※この日程は予定ですので、変更になる場合があります。
最終決定は2月下旬に開かれる議会運営委員会で行われます。